

## 平成28年度事業報告

平成28年度の基本方針に基づき、以下のとおりの活動を実施して参りました。

### I. 嘱託登記受託事業

市区町村関連の事業についてですが、継続して処理してきました奥多摩町所有の山林に設定された植林目的の期間99ヶ年地上権の期間満了による抹消登記関連業務は、代位による相続登記を経て、全ての地上権の抹消登記を完了させることが出来ました。

府中地区においては、今年度も継続的に狭あい道路の拡幅、法定外公共物関連、公共用地取得に関する嘱託登記を受託しました。受託案件は、91件となっています。

調布地区においては、調布市からの狭あい道路の拡幅に関する嘱託登記案件を継続的に受託しました。今年度の当該事業による受託は、69件となっています。

江東区土木部管理課からは、不在者財産管理人選任申立及び地上権抹消登記業務を受託し、江戸川地区及び墨田・江東地区の社員に処理していただきました。

武蔵野地区においては、武蔵野市道路課から所有権移転を受託しました。

練馬地区においては、練馬区の嘱託登記にかかる権利登記及び調査業務を継続的に受託していますが、平成28年度の実績は3件の受託となりました。練馬区からは継続的に相談があり、まだまだ多くの案件について処理すべき事案があると思われますので、地区幹事以下、より多くの事案に支援できるように対応します。

港区においては、港区からはマンションの敷地権切り取りにかかる権利調査及び相談を受けておりましたが、次年度も継続して契約することになりました。

城北地区においては、葛飾区から墓地の権利調査業務を受託致しました。

今年度も、東京司法書士政治連盟の協力を得て、都・区・市議会に広報してきました。なお政治連盟には、空き家問題・狭あい道路・木造密集地問題のほか、公開市民講座等の公益活動の広報についても、ご尽力いただきました。

東京都建設局関連では、地区幹事や担当理事をはじめとする役員が、分担し

て建設事務所を訪問し、当協会の有する専門性やノウハウ、過去の活動実績、活動方針等について広報活動を行ってきた結果、過去に権利調査した案件の再調査を行ったほか、権利調査の案件を6件受託することができました。これらの嘱託登記関連事業の受託については参加した社員間の密接な連携が欠かせない作業でしたが、円滑に処理することができました。日頃の研鑽、研修及び社員間の連携の重要性をあらためて実感しました。

東京都住宅供給公社関連では、東京都住宅供給公社所有建物の抵当権抹消登記あるいは民間借り上げ住宅の賃借権抹消登記等の嘱託登記を主に受託しました。平成28年度の受託処理した案件は、抵当権抹消登記11件、賃借権抹消登記27件でした。

また、公益財団法人東京都道路整備保全公社からも権利調査業務を受託する事ができ、次年度も継続して権利調査業務を受託する事となりました。東京航空局からも、平成16年度に行った権利調査の再調査並びに土地所有権保存登記7件・時効取得による所有権移転登記9件を受託しました。

再開発関連登記業務については、東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会と協議会を持ち、独立行政法人都市再生機構の入札に共同参加しました。受託には至りませんでした。引き続き、積極的に入札には参加していこうと思います。

その他各建設事務所や市区町村等から寄せられる様々な相談に対し、対応いたしました。

## II. 地域防災・災害復興支援事業

当協会は専門家の正会員団体等で構成される「災害復興まちづくり支援機構」に継続して参加しました。災害復興まちづくり支援機構の活動は、東日本大震災対応として、継続しての大船渡市末崎町碁石地区等への支援活動を行いました。また、首都直下型地震に備えるため、平成28年7月19日には東京都と共催でシンポジウム「第10回の専門家と共に考える災害への備え・復興準備編 ～住民主体の復興を進めるために、我々ができること～」を開催しました。

当協会は、平成22年3月26日以来、東京都内において地震、風水害その他災害により被害が発生した場合、東京都と協力し、復興まちづくりを円滑に行い、被災住民の生活の早期安定を図るために「復興まちづくり支援に関する協定」を締結しており、今年度もその更新を行いました。

その他、東京都都市整備局市街地整備部企画課が開催した「都市復興訓練」全6回に当協会理事及び社員2名を参加させ、都市復興についての見識を深めて参りました。

地域防災対策としては、当協会のある新宿区本塩町では、本塩町地域防災コミュニティ強化会議（事務局：東京司法書士会）を設置し、発災時に備え、地

域連携の防災対策を行っています。平成28年10月17日には本塩町町内会内事業所で締結している災害時相互援助協定に基づき行われた地域連携震災訓練に参加しました。

### Ⅲ. 公共嘱託登記及びその他の関連する知識の普及啓発事業

#### ○相続及び遺言に関する公開市民講座の開催

公開市民講座は、公共事業の推進の障害となっている不動産登記の相続未処理案件が、相続・遺言の知識の普及によって少しでも減少することを目的とした活動です。一般の市民を対象に、当協会から講師を派遣して相続・遺言についての法律知識をわかりやすく講義するもので、地区幹事が中心となって下記のとおり講座の開催をすることができました。参加者から感謝の言葉もいただき、司法書士制度の広報に寄与できていれば幸いです。

28年度は、豊島地区及び港地区で開催致しました。

①豊島地区 平成28年10月11日開催 場所 豊島区民ひろば目白  
・「相続と遺言」と題する講演を実施しました。当日配布したレジュメに基づき、遺言の重要さやその内容、相続の際の相続財産についてわかりやすく説明されました。

②豊島地区 平成29年1月18日開催 場所 豊島区民ひろば（西巢鴨第1）  
・「身近な相続・遺言の基礎知識」と題する講演を実施しました。レジュメに基づいて相続や遺言に関する基礎知識、相続で揉めないためのポイントを非常に分かりやすく説明され、時折、笑いを交えながら、終始和やかな雰囲気で行われました。30分という短い時間でしたが、とても有意義な講義でした。参加者には相続・遺言に関心の高い方が多く、講義終了後も個別質問が殺到しました。

③豊島地区 平成29年2月14日開催 場所 豊島区民ひろば南池袋  
・「相続と遺言」と題する講演を実施しました。僧侶の資格をお持ちで法衣の装束をまとった講師により、実体験に基づいての講義が行われ参加者の方々は大変興味を持って聞いておられました。話が法的な側面に留まらず、身近な角度からの話だったため、高齢者の方には非常に分かりやすく大変有意義な講義だったかと思えます。講義後は、区民ひろばからの要望もあり、相続と遺言に関する個別相談会も併せて開催いたしました。

④港地区 平成29年3月24日開催 場所 港区三田いきいきプラザ

・「司法書士による相続、遺言のお話」と題して、相続が起きたときにどのような手続きが必要になるか、遺言書を用意すると何が違うのかなど、司法書士がごつくばらんにお話をし、参加者の皆さんはメモを取りながら熱心に耳を傾けました。講演後には、「財産をどう分けたいのか、アドバイスがほしい」「公証役場にお問い合わせするときは事前にご相談ができるの?」といった質問や要望が出され、和やかな雰囲気を実施いたしました。

#### ○公開セミナーの開催

公嘱主催の公開セミナーを下記のとおり開催しました。

①日時 平成28年9月20日 会場 日司連ホール

テーマ「本人確認と偽造事件」

講師 司法書士 野中 政志 様 (渋谷支部)

参加者 79名

②日時 平成29年3月14日 会場 日司連ホール

テーマ「不動産登記に関連する最近の改正及び未処理・困難登記」

講師 全国公共嘱託登記司法書士協会協議会 会長 山田 猛司 様

参加者 66名

③日時 平成28年11月12日 会場 日司連ホール

一日研修 テーマ「後見と登記」

小テーマ「後見制度の現状と後見申立ての流れ」

講師(公社)成年後見センター・リーガルサポート東京支部支部長 井藤智子様

小テーマ「後見と登記の実務」

講師(公社)成年後見センター・リーガルサポート相談役 松井秀樹様

小テーマ「任意後見と民事信託」

講師 遠藤家族信託法律事務所 弁護士 遠藤英嗣様

小テーマ「税理士から見た税と後見・登記」

講師 税理士法人レガシィ 税理士 三澤郁夫様

小テーマ「後見と登記に関するパネルディスカッション」

コーディネーター 全国公共嘱託登記司法書士協会協議会会長 山田猛司様

パネラー(公社)成年後見センター・リーガルサポート相談役 松井秀樹様

パネラー(公社)成年後見センター・リーガルサポート東京支部 井藤智子様

パネラー 遠藤家族信託法律事務所 弁護士 遠藤英嗣様

パネラー 税理士法人レガシィ 税理士 三澤郁夫様

参加者 108名

#### ○新人向け登記実務研修会

当協会社員の登記実務の能力向上を図るため、新人の司法書士等を対象とする登記実務の研修会を行いました。登記業務について、初歩的な問題から実務の直結する細かい論点まで扱って、有意義な研修会が開催できました。

#### ①第1回 不動産登記「土地所有者情報の調査方法の基礎」

日時 平成28年10月21日 会場 司法書士会館2階会議室

講師 皆川 邦彦 常任理事

内容 国交省作成の「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」第1章の解説

参加者 3名

#### ②第2回 不動産登記「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン解説」

日時 平成28年12月8日 会場 司法書士会館2階会議室

講師 岡野 直史 理事長

内容 国交省作成の「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」第2章から6章までと後半の事例解説

参加者 8名

#### ○ホームページの充実

当協会ホームページ「担保権者の行方は？」のコーナーでは、金融機関名を入力して、現在の金融機関名が検索できるデータベースのデータ拡充を行いました。金融機関の変遷過程は時の経過とともに重要性が増す公益に資する情報として広く一般に公開しています。

当協会ホームページ「研修情報」のコーナーでは、司法書士関連の情報誌から有益な情報を抽出し、キーワードを入力すると、関連記事の掲載誌名、掲載ページが検索できるデータベースのデータ拡充を行いました。

当協会ホームページ「協会の概要」のコーナーでは、地区ごとの社員名簿（氏名、事務所の郵便番号及び住所記載）をPDFで公開しています。社員の変動のあった地区ごとに適宜更新を行いました。

当協会ホームページ「ハロ・ハロ・ガーデン」のコーナーでは、東京公共嘱託登記司法書士協会の広報誌、ハロ・ハロ・ガーデンのバックナンバーおよび、広報用チラシをハロハロ号外としてPDFで閲覧できるようにしています。

#### ○ハロ・ハロ・ガーデンの発行

平成28年度は「ハロ・ハロ・ガーデン」第128号を12月に発行しました（平成27年度分として平成28年4月発行の第127号を含めれば、平成28年は2回発行）。公嘱の広報誌として東京司法書士会の会員の皆様に公嘱をより身近に感じていただくとともに業務についても役立てるよう充実した内容を目指しました。

平成28年12月発行第128号の内容は以下のとおりです。

##### 1. 研修報告

平成28年9月20日に開催された平成28年度公嘱協会第1回研修会「本人確認と偽造事件」というテーマ野中政志東京司法書士会副会長（当時）に御講演をしていただき、当協会の熊田隆之常任理事に執筆いただきました。

##### 2. 案件処理奮闘記

奥多摩町の期間99ヶ月地上権の判決による抹消登記手続きについて、台東地区の大高潤司さんに報告していただきました。結構ある「休眠地上権」の抹消手続きについて参考になると思われます。

##### 3. 登記リスペクト

本号では、増加しつつある合同会社の設立登記について、そのメリットや注意点を江戸川地区の桐ヶ谷淳一さんに執筆していただきました。

##### 4. 法務局周辺探訪

杉並地区の伊坂重郎さんに、好評につき東京法務局中野出張所近くの人気のラーメン店取材並びに執筆していただきました。

##### 5. 新入社員紹介

最後にフレッシュな新入社員として、府中地区の宮川貴之さんと新宿地区の吉田なつみさんをそれぞれ紹介しました。

なお、平成29年度は年2回発行を目指し、発行方法も含めさらなる改善

を進める所存です。

#### IV. 会務運営の円滑化事業

##### (1) 協会の社員動向

平成29年3月31日現在の社員は、個人社員382名、法人社員25法人です。(平成28年4月1日から個人社員については、33名減、27名増、法人社員については、1法人減、1法人増)

社員加入促進のため、東京司法書士会の新入会員入会式に理事が出席し、当協会をアピールしました。また、当協会の社員名簿(氏名、事務所)をホームページで公開しています。

##### (2) 事務局の執務改善

理事は週2回交替して事務局で執務を行い、日常業務を把握するとともに、事務局の業務の効率化に努めました。また、会館内での事務局の移転に伴い、保管書類の整理を進めました。

##### (3) 関連団体との協議会等の開催

平成28年9月30日、平成29年2月7日及び平成29年3月15日に東京司法書士会との協議会を行いました。尚、「空き家問題」に関連し、東京司法書士会とは年間を通じ随時協議を行ってまいりました。

平成29年1月13日には、明治記念館において国会議員、都議会・市区町村議会議員などの多数の来賓を招いて、司法書士五団体による賀詞交歓会を開催しました。

##### (4) 地区幹事会の開催

平成28年7月28日及び平成29年2月9日の2回、地区幹事会を開催しました。

第1回地区幹事会では、各地区間の情報交換を活発にしていくための一助として地区幹事・副幹事の皆様に自己紹介をしていただきました。

第2回地区幹事会でも、地区副幹事にも参加いただき、当協会の現状を報告するとともに当協会の運営についての協力を促しました。また、地元自治体や議員との交流のはかりかた、情報の収集の仕方などについて小林慎監事、安井利国監事よりお話をさせていただきました。地区幹事会後には懇親会を実施し、役員、地区幹事、地区副幹事間の親睦を図りました。